



# 埼玉県報

第 2 6 6 9 号  
平成 27 年 2 月 10 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [美里第二土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の失効に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [一般国道254号\(志木市下宗岡一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬児玉線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道下日野沢東門平吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

### 雑報

- [収去した飼料等の検査結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

### 正誤

- [埼玉県病院事業管理規程第4号中訂正\(経営管理課\)](#)

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一三一―四七

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一―一八）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第十一条第一項第三号の二ハ中「以下この号において同じ。」を削り、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第十一条第一項第三号の二に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子（義務教育終了前の子にあつては、届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者の子に限る。）

第十三条第一項第二号中「職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げるもの（職員と同居している者に限る。）」を「次に掲げる者であつて職員と同居しているもの」に改め、同号イ中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人東京・埼玉住宅相談センター
- 三 代表者の氏名  
田島 猛
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字上安松九百六十二番地の三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に東京都、埼玉県に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、不動産相談、空き家の管理相談を通じて不動産、住居に関する不安の解消及び災害等の緊急時の対応のための支援活動を行い、保健、医療又は福祉の増進、まちづくりの推進、地域安全に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,290千部×12回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり(8ページ物・12ページ物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。
- (7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 山中・坂東 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成27年3月24日（火）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成27年3月20日（金）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,290千部×1.08×0.05

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,290千部×1.08×0.1

(3)入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年2月27日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5)契約書作成の要否

要

(6)落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)手続における交渉の有無

無

(8)競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成27年2月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9)支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10)特記事項

平成27年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11)その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-KuniDayori)" 2,290,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.24.March,2015. (tender submitted by mail 5:00 p.m.20,March,2015)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division,Department of Public Services,Saitama Prefectural Government,3-15-1,Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-2857



# 告 示

埼玉県告示第百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

二 代表者の氏名

日 向 美津江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七 一

四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年二月十日から平成三十年二月九日まで

# 告 示

埼玉県告示第百八号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	鈴木昭治	同 猪俣三千百五十四番地
同	木田耕太郎	同 同 四百六十七番地一
同	高橋忠弘	同 同 七百八十三番地
同	江黒敏憲	同 同 千百六十六番地
同	卜部三郎	同 同 二千三百六十八番地
同	奈良宗一	同 同 千五百十二番地一
同	中原伸太郎	同 同 二千百五十二番地
同	橋本行夫	同 同 二千七百六十四番地
同	中島勲	同 同 白石千百七十九番地
同	福島勲	同 同 二千二百七十九番地
同	富沢光男	同 同 二千百八十九番地一
同	飯島清哲	同 同 中里四百九番地
同	飯島茂雄	同 同 八十七番地二
監事	根岸章	同 同 猪俣二千百五十八番地
同	新井弘子	同 同 白石千六百五十一番地
同	関口正美	同 同 中里五番地

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	中島勲	同 白石二千三百五十九番地
同	高橋忠弘	同 同 猪俣三千百五十四番地
同	鈴木昭治	同 同 白石千百七十九番地
同	木田耕太郎	同 同 猪俣千二百五十九番地
同	長谷川浩一	同 同 四百七番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岡田市藏	巖林晃史	大類武雄	野口清吉	関口浩	塩原鋭眺	古川清	根岸富美子	根岸正宏	卜部稔邦	卜部昭一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
猪俣二千百八十二番地	白石千六百五十九番地	中里四十六番地	同二千六百九十七番地	同二千七百五十六番地	同千五百六十五番地	猪俣二千三百八十番地	白石千四百三十番地	同五百三番地	中里四十六番地	同千二百二十二番地四	

# 告示

埼玉県告示第百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十六年十二月九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六八七号	混合有機質 肥料	日清有機入り NO・3	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・五 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 規格は公定規格 のとおり	日清ガーデンメイト 株式会社 東京都中央区新川一 丁目23番地1号

# 告示

埼玉県告示第百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 五四一号	粉	蒸製皮革 粉	窒素全量 一〇・〇	平成三十二年 七月十六日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地
埼玉県第 五四二号	粉	蒸製皮革 粉	窒素全量 十一・〇	平成三十二年 七月十六日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地

埼玉県第 五四三号	蒸製皮革 粉	12・0 蒸製皮革 粉	窒素全量 十二・〇	平成三十二 年七月十六 日	朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地
埼玉県第 五六七号	配合肥料	有機配合 肥料	窒素全量 一・〇 りん酸全量 十九・〇 加里全量 十二・〇	平成二十九 年七月十三 日	大東肥料株式会 社 東京都江東区亀戸 六丁目49番12 号
埼玉県第 六一四号	魚節煮か す	9・0千 成魚節煮 かす	窒素全量 九・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十二 年七月十一 日	千成産業株式会 社 埼玉県日高市原宿 753番地1

埼玉県第 六四九号	生石灰	95菱印 生石灰	アルカリ分 九十五・〇	平成三十二 年十月一日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町10番地 2
埼玉県第 五二三号	消石灰	72菱印 特選顆粒 消石灰	アルカリ分 七十二・〇	平成三十二 年八月二十 二日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町10番地 2
埼玉県第 五九七号	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料1 8号	窒素全量 一・八 加里全量 八・八	平成三十二 年九月二日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地
埼玉県第 六七一号	米ぬか油 かす及び その粉末	脱脂米糠	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・五	平成三十二 年八月十日	築野食品工業株式 会社 和歌山県伊都郡か つらぎ町大字新田 94番地



埼玉県第 六二五号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料76号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	平成二十九 年十月二十 七日	朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地
埼玉県第 六五〇号	魚かす粉 末	105 フィッシュ ユミール	窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 五・〇	平成三十二 年十月二十 二日	大東肥料株式会 社 東京都江東区亀戸 六丁目49番地1 2号
埼玉県第 六〇一号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料42号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇	平成二十九 年十月十七 日	朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222番地

含有を許される有  
害成分の最大量及  
びその他の制限事  
項は、公定規格の  
とおり

含有を許される有  
害成分の最大量及  
びその他の制限事  
項は、公定規格の  
とおり



埼玉県第 四四五号	混合有機 質肥料	5・0魚 かす混合 肥料	窒素全量 5・0 りん酸全量 5・0	平成二十九 年十一月十 一日	大東肥料株式会 社 東京都江東区亀戸 六丁目49番地1 2号
埼玉県第 五〇六号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料 5・5・ 2号	窒素全量 5・0 りん酸全量 5・0 加里全量 2・0 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十九 年十二月十 二日	千成産業株式会 社 埼玉県日高市原宿 753番地1
埼玉県第 六二七号	蒸製骨紛	21・0 蒸製骨紛	窒素全量 4・0 りん酸全量 21・0 その他の制限事項 は、公定規格のと おり	平成三十三 年一月九日	株式会社イシダ 東京都墨田区東墨 田二丁目19番1 号

埼玉県第 六二八号	蒸製骨粉	21・0 蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 その他の制限事項 は、公定規格のと おり	平成三十三 年一月九日	ミヤコ製肥株式会 社 東京都墨田区東墨 田二丁目19番1 号
--------------	------	--------------	------------------------------------------------------------	----------------	--------------------------------------------

# 告示

埼玉県告示第百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 五四一号	蒸製皮革粉	朝日工業株式 会社	東京都豊島区東池袋三丁目一番 一号
埼玉県第 五四二号	蒸製皮革粉	生産業者の住 所の変更	
埼玉県第 五四三号	蒸製皮革粉		
埼玉県第 五五二号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 五五三号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 五五七号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 五七五号 料	副産動物質肥		
埼玉県第 五七六号 料	副産動物質肥		
		変更後	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222 番地
		変更前	

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 五八三号	魚かす粉末		東京都豊島区東池袋三丁目一番 一号
埼玉県第 五八九号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 五九〇号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 五九七号	副産植物質肥 料		
埼玉県第 六〇一号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 六〇三号	副産動物質肥 料		
埼玉県第 六一一号	副産石灰肥料		
埼玉県第 六一五号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 六一六号	乾燥菌体肥料		
埼玉県第 六二五号	乾燥菌体肥料		
		変更前	
		変更後	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222 番地

	六六〇号	埼玉県第 乾燥菌体肥料	登録番号		変更事項	
	六六五号	埼玉県第 化成肥料	肥料の種類			
	六六四号	埼玉県第 混合有機質肥				
	六六二号	埼玉県第 副産植物質肥				
	六六一号	埼玉県第 副産植物質肥				
	六五二号	埼玉県第 副産動物質肥				
	六三九号	埼玉県第 副産動物質肥				
	六三五号	埼玉県第 なたね油かす 及びその粉末				
	代表取締役 会社 の変更	東洋水産株式 会社				
変更後	変更前	変更後	変更前		変更内容	
代表取締役 今村 将也	代表取締役 小畑 一雄	埼玉県児玉郡神川町渡瀬22番地	東京都豊島区東池袋三丁目一 番一号			

# 告示

埼玉県告示第百十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 五四一号	蒸製皮革粉	10・0蒸製皮 革粉	窒素全量 一〇・〇	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬222番地
埼玉県第 五四二号	蒸製皮革粉	11・0蒸製皮 革粉	窒素全量 一一・〇	
埼玉県第 五四三号	蒸製皮革粉	12・0蒸製皮 革粉	窒素全量 一二・〇	
埼玉県第 六七二号	魚かす粉末	魚骨6・5	窒素全量 六・五 りん酸全量 一五・〇	関東肥料工業株式会 社 東京都江東区福住一 丁目12番15号
埼玉県第 六七三号	魚かす粉末	魚骨7	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一四・〇	
埼玉県第 六七五号	魚かす粉末	魚荒骨5	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一七・〇	
埼玉県第 六七六号	魚かす粉末	魚荒骨8	窒素全量 八・〇 りん酸全量 一〇・〇	



# 告 示

## 埼玉県告示第百十四号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（平成二十六年年度 道路台帳図等補正測量委託、三級基準点測量

十九点、地域毎に適合したパラメータによる四級基準点座標変換 千五百点）

### 三 作業地域

埼玉県川口市全域及び川口市八幡木一丁目地区

### 四 作業期間

平成二十七年一月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一二 三十五 二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市平戸字八町二千四百六十一番一 他二十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百七立方メートル

# 告示

埼玉県告示第百十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年二月十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年三月十六日 午前十時	有限会社ケイ・ハウジン グ	代表取締役 曾我 和夫	埼玉県所沢市松葉 町一番五号

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

職員会館 B 三会議室

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市下宗岡一丁目二〇五七番一地从 から 同市下宗岡一丁目二〇五七番一地从 で (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年二月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成四年十一月二十 七日埼玉県告示第千 六百十九号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長七八・〇〇メー トル</p>

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地 先 ま で	秩父郡長瀨町大字本野上字袋 一一六番一二地先から同郡同	区 間
一一・一〇	七・五五 九・九〇	敷地の幅員 (メートル)
	四三・二二	延長 (メートル)
	自転車歩行者道整備工事(本野上工区)	備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
秩父郡皆野町大字下日野沢字山 下一二〇〇番一地从先から同郡同 町大字下日野沢字扇畑一二二六 番一地从先まで	秩父郡皆野町大字下日野沢字山 下一二〇〇番一地从先から同郡同 町大字下日野沢字扇畑一二二六 番三地从先まで	区 間
七・二五) 一八・四〇	四・〇〇) 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	三七一・七一	延長 (メートル)
	る。	備考 道路改築工事であ

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年二月四日

川建セ第二六〇一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字北間ノ田三百五十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市別府五丁目二百十三番地 アーバンハイツA棟二〇一号室

齊藤 健

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十六年七月二十八日

指令川建セ第二六 四一 号

## 二 検査済証番号

平成二十七年二月五日

川建セ第二六 一四 号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字表前五千六百八十五番の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百五十八番地

羽尾表集会所建設委員長 内田實

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十七年二月三日

指令越建セ第二六〇〇二八一号

### 二 検査済証番号

平成二十七年二月五日

越建セ第四五〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川字重代百五十一番九

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川一五一―八

齋藤 猛司

# 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年十二月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年二月十日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	26.12	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用 A P 配合飼料	26.12	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社鈴栄商事本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	26.11	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社サナ埼玉工場 埼玉県本庄市	同左	混合飼料	サナニューバイオサン・CS	26.12	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

## 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	26.12	栄養成分等 - 粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、リン、粗繊維、粗灰分	無
同上	同上	マルサン子豚用 A P 配合飼料	26.12	栄養成分等 - 粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、リン、粗繊維、粗灰分	無
株式会社鈴栄商事本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	26.11	栄養成分等 - 粗たん白質、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

# 正 誤

埼玉県病院事業管理規程第四号（平成二十五年三月二十九日第二千四百七十九号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規則

正

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程